

昭和二十五年厚生省令第十五号

身体障害者福祉法施行規則

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）を施行するため、及び同法第十五条の規定に基き、身体障害者福祉法施行規則を次のように定める。

第一条 第二項に規定する厚生労働省令で定める訓練

第一項に規定する厚生労働省令で定める訓練は、点字、手話、歩行及び发声の訓練、残存視力を活用する訓練、人工肛門又は人工膀胱を使用している者に対する社会適応訓練、家事の訓練並びに福祉用具及び情報機器を使用する訓練等とする。

（法第四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める方法）

第一条の二 法第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記等とする。

（判定書の交付）

第一条の三 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。）第二条に規定する判定書（自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十四項に規定する自立支援医療をいう。）及び補装具に係るものに限る。）の様式は、別表第一号のとおりとする。

（身体障害者手帳の申請）

第二条 法第十五条第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、第一号に掲げる事項（当該申請に係る身体障害者が十五歳未満である場合は、第二号に掲げる事項）を記載した。

申請書により行うものとする。ただし、当該身体障害者の居住地と当該身体障害者の保護者の居住地が同一の場合には、第二号に掲げる事項のうち当該保護者の居住地の記載を省略することができる。

一 当該申請に係る身体障害者の氏名、生年月日、居住地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号）を利用する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

二 前号に掲げる事項並びに当該申請に係る身体障害者の保護者の氏名、生年月日、居住地及び当該身体障害者との続柄

三 当該申請に係る身体障害者の写真

（診査を受けるべき旨の通知）

第三条 令第六条第一項の規定による通知は、法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一 発育により、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。

二 進行性の病変による障害を有するとき。

三 更生医療を受けることにより、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき。

（保健所長への通知）

第四条 令第八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名、居住地及び生年月日（保護者について通知する場合にあつては、保護者の氏名及び居住地並びに本人の氏名及び生年月日）

二 身体障害者手帳の交付の年月日

三 障害名
（身体障害者手帳の記載事項等）

第五条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 身体障害者の氏名、現住所及び生年月日

二 障害名及び障害の級別

三 削除

四 身体障害者が十五歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所には、当該身体障害者手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。

五 第一項の障害の級別は、別表第五号のとおりとする。

六 第九条第一項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 身体障害者手帳の交付番号及び交付年月日

二 身体障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

三 身体障害者手帳に記載されている障害名及び障害の級別

四 身体障害者が十五歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、住所及び続柄

五 身体障害者手帳の再交付の年月日及び理由

（身体障害者手帳の再交付）

第七条 身体障害者手帳の交付を受けたときに比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第二条の規定を準用する。

第八条 身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者に係る身体障害者手帳の再交付の申請は、第一号に掲げる事項（当該身体障害者手帳を破り若しくは汚した場合に係る申請又は当該身体障害者手帳を失つた場合（第二号に掲げる書類を提示するときに限る。）に係る申請にあつては第一号イ及びハに掲げる事項に限る。）を申請書に記載し、破り、又は汚した場合にあつてはその身体障害者手帳を添えて行うものとする。

一 次に掲げる事項

イ 当該申請に係る身体障害者の氏名、生年月日、居住地、先に交付を受けた身体障害者手帳の交付番号及び当該身体障害者との続柄

ロ 当該申請に係る身体障害者の個人番号

ハ 申請の理由

二 当該申請に係る身体障害者の氏名及び生年月日又は住所（以下この号において「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる書類（身体障害者手帳を除く。）

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真的表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該申請に係る身体障害者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該身体障害者が居住地を有する都道府県知事が適當と認めるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二条第三項第一号に掲げる書類（健康保険日雇特例被保険者手帳にあつては健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限り、國家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証記にあつては被扶養者証を含む。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類

であつて当該身体障害者が居住地を有する都道府県知事が適當と認めるもののうち二以上の書類	法第二十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
2 身体障害者手帳の再交付を申請した後、失った身体障害者手帳を発見したときは、速やかにこれを都道府県知事に返還しなければならない。	法第二十五条第一項に規定する社会福祉法人が厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、登記事項証明書を添え、厚生労働大臣に提出しなければならない。 (社会福祉法人の指定)
一 法人の名称及び主たる事務所の所在地	法第二十九条第一項に規定する社会福祉法人が厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
二 定款	法第二十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
三 事業内容	施設の名称、種類及び所在地
四 建物の規模及び設備の概要	現に便宜を受けている者に対する措置
五 被援護者の概要	休止しようとする場合には、休止の予定期間
六 職員の定員	(身体障害者社会参加支援施設に関する届出)
七 事業開始の年月日	一 廃止し、又は休止しようとする年月日
八 収支予算書	二 廃止又は休止の理由
九 理事その他の役員及び主な職員の履歴書及び資産状況	三 現に便益を受けている者に対する措置
2 厚生労働大臣は、法第二十五条第一項の規定による指定をしたときは、当該社会福祉法人の所在地の都道府県知事に、速やかにその旨を通知しなければならない。	一 施設の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要
3 法第二十五条第三項に規定する社会福祉法人の指定については、前二項の規定を準用する。	二 建物の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要
(事業報告等の義務)	三 事業内容及び運営の方法
第十一条 法第二十五条第一項又は第三項に規定する社会福祉法人は、毎事業年度の事業報告書及び決算報告書を作製し、当該年度終了後九十日以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。	一 収容定員又は通所定員
(期限の特例)	二 職員の定員及び主な職員の履歴書
第十二条 前条に規定する報告書の提出の期限が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第四条の二第一項に規定する地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。 (指定の取消)	三 支援施設に関する届出
第十三条 前条に規定する社会福祉法人の業務の運営が、身体障害者の福祉を阻害すると認められる。又は法令の規定に違反すると認められるときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。	一 施設の種類の変更又は休止若しくは廃止の理由及びその予定期日
2 前項の規定による指定の取消については、第九条第二項の規定を準用する。 (身体障害者生活訓練等事業等に関する届出)	二 現にその施設において社会参加の支援を受けている者に対する措置
第十四条 法第二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	三 施設の建物及び設備の処分
一 事業の種類及び内容	一 施設の名称及び所在地
二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)	二 事業の規模及び運営の方法
三 条例、定款その他の基本約款	三 建物の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要
四 職員の定数及び職務の内容	四 職員の定員及び主な職員の履歴書
五 主な職員の氏名及び経歴	五 収支予算書
六 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)	六 事業開始の予定期間
七 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地	七 事業開始の予定期間
八 事業開始の予定期間	八 施設の休止又は廃止の理由及びその予定期日
2 法第二十六条第一項の規定による届出は、収支予算書及び事業計画書を提出することにより行うものとする。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。	一 施設の建物及び設備の処分 (法第三十四条に規定する厚生労働省令で定める便宜)
第十五条 令第二十八条第一項の規定により身体障害者社会参加支援施設の種類を変更し、又はその施設を休止し、若しくは廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。	二 施設の種類の変更又は休止若しくは廃止の理由及びその予定期日
第十六条 法第二十八条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	三 現にその施設において社会参加の支援を受けている者に対する措置
第十七条 令第二十八条第一項の規定により身体障害者の社会参加の支援の事務に従事する者の養成施設を休止し、又は廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。	四 施設の建物及び設備の処分
第十八条 法第三十四条に規定する厚生労働省令で定める便宜は、点訳又は手話通訳等を行う者の養成又は派遣、点字刊行物等の普及の促進、視聴覚障害者に対する情報機器の貸出、視聴覚障害者に関する相談等とする。	五 支援施設に関する届出
第十九条 法第三十九条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第六号のとおりとする。 (身分を示す証明書の様式)	一 施設の休止又は廃止の理由及びその予定期日
第二十条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この省令の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。	二 施設の建物及び設備の処分 (大都市の特例)
第二十一条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この省令の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。	三 施設の休止又は廃止の理由
市(以下「指定都市」という。)が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、	四 施設の休止しようとする年月日

次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第七条第二項	（中核市の特例）	都道府県知事	指定都市の市長
第十五条	第二十二条	市町村	指定都市以外の市町村
第十七条	第八条第一項第二号口及びハ並びに第二項	都道府県知事	指定都市の市長
		市町村	指定都市以外の市町村

令第三十四条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第七条第二項	（中核市の市長）	都道府県知事	中核市の市長
第八条第一項第二号口及びハ並びに第二項	（中核市以外の市町村）	都道府県知事	中核市の市長
第十五条	（中核市の中核市外の市町村）	市町村	中核市の中核市外の市町村
第十七条	（中核市以外の市町村）	都道府県知事	中核市の市長

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

附 則

（昭和二十六年一〇月六日厚生省令第四一号）

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。但し、第二十四条及び第二十五条の改正規定は、同年六月一日から適用する。
 2 別表第四号の改正様式の施行前に交付された身体障害者手帳は、この省令の様式による身体障害者手帳とみなす。

附 則

（昭和二八年六月四日厚生省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（昭和二九年一月二十五日厚生省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（昭和二九年六月二一日厚生省令第二四号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から適用する。

附 則

（昭和二九年九月二日厚生省令第五二号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（昭和三一年九月二二日厚生省令第三六号）

（経過規定）この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（昭和三一年六月二一日厚生省令第二四号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から適用する。

附 則

（昭和三一年一月二〇日厚生省令第四九号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
1	1	1	1	1	1	1	1	1	3
1	1	1	1	1	1	1	1	1	この省令の施行前に提出された別表第八号による更生医療券は、改正後の別表第八号による更生医療券とみなす。
1	1	1	1	1	1	1	1	1	この省令の施行前に提出された別表第十号による更生医療診療報酬請求明細書は、それぞれ改正後の別表第十号による更生医療診療報酬請求明細書及び別表第十号の二による更生医療診療報酬請求明細書とみなす。
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和三四年二月二八日厚生省令第三号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和三四年三月一日から施行する。
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和三六年八月一日厚生省令第三五号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和三七年四月二六日厚生省令第一七号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和三八年九月一二日厚生省令第四三号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和三八年九月二七日厚生省令第四四号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和三九年五月二日厚生省令第二二号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和三九年五月二日厚生省令第二六号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和四一年一月二日厚生省令第四一号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和四十年十一月一日から施行する。
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和四十年十一月一日から施行する。
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和四一年一月二日厚生省令第二三号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和四二年十二月一日から施行する。
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和四二年十二月一日から施行する。
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和四三年六月二八日厚生省令第三七号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和四三年六月二八日厚生省令第三七号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和四五年一月三一日厚生省令第四四号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和四五年一月三一日厚生省令第四四号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和四五年一月三一日厚生省令第四四号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和四七年七月二五日厚生省令第四四号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和四九年一月三一日厚生省令第二号）抄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	（施行期日）この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

- 2 昭和四十九年二月一日に行われた療養又は医療に係る費用の請求については、なお従前の例による。

1 この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。
(施行期日)

2 昭和四十九年十月一日に行われた療養の給付に関する費用の請求又は療養の給付に関する費用の請求及び公費負担医療の費用に関する請求(以下「費用の請求」という。)については、なお従前の例による。

1 この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

2 昭和四十九年十月一日に行われた療養又は医療に係る費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年一〇月一二日厚生省令第三九号)
この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年四月二七日厚生省令第一四号)
この省令は、昭和五十一年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年八月一日厚生省令第三六号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十一年十一月一日から施行する。ただし、附則第四条から附則第十二条までの規定、附則第十四条中児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一号様式及び第四号の二様式の改正規定、附則第十五条中身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第八号の改正規定、附則第二十条中原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)様式第二号の改正規定、附則第二十二条中老人医療費支給規則(昭和四十七年厚生省令第五十三号)様式第二号の改正規定、附則第二十三条中戦傷病者特別援護法施行規則(昭和三十八年厚生省令第四十六号)様式第三号及び様式第十四号の改正規定、附則第二十四条中母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)様式第一号の改正規定並びに附則第二十五条の規定は、同年十月一日から施行する。
(医療券の経過措置)

第二十八条 昭和五十一年十月一日において現に交付されている育成医療券、療育券、更生医療券、被爆者健康手帳、老人医療費受給者証、療養券及び養育医療券(以下「医療券」という。)であつて、公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号が記載されているものは、この省令による改正後の様式による医療券とみなす。

附 則 (昭和五一年八月七日厚生省令第三七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年六月二七日厚生省令第四〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年三月三一日厚生省令第一八号)
この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年九月二二日厚生省令第四九号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年九月二二日厚生省令第四九号) 抄
(施行期日)
この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則（昭和五九年九月二六日厚生省令第五三号）抄
1 この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令による改正前の別表第五号備考3の規定により地方社会福祉審議会の意見を聞いて定められた障害の級別は、同令による改正後の同号備考3の規定により定められた障害の級別とみなす。
附 則（昭和六一年四月二二日厚生省令第三一号）
(施行期日)
1 この省令は、昭和六十一年五月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行前に交付された改正前の別表第一号による判定書は、改正後の別表第一号による判定書とみなす。
この省令の施行の際現にある判定書は、当分の間、これを使用することができる。
3 この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。
附 則（昭和六一年九月二二日厚生省令第四五号）
この省令は、昭和六十一年九月二二日から施行する。
附 則（昭和六二年一月三一日厚生省令第八号）抄
1 この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。
附 則（昭和六二年三月二三日厚生省令第一五号）
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附 則（昭和六三年二月二〇日厚生省令第六六号）
この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。
附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄
1 この省令は、公布の日から施行する。
この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
4 この省令による改正後の省令の規定にかかるわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。
附 則（平成二年一二月二八日厚生省令第五九号）抄
1 この省令は、平成三年一月一日から施行する。
附 則（平成五年二月一五日厚生省令第四号）
(施行期日)
1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。
この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則（平成六年二月二八日厚生省令第六六号）抄
1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。
附 則（平成六年九月九日厚生省令第五六号）抄
(施行期日)
1 この省令は、平成六年十月一日から施行する。
附 則（平成六年九月二七日厚生省令第六〇号）

第二条 (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用

附 則（令和五年九月一九日厚生労働省令第一二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

別表第一号（第一条の三関係）

別表第一号(第一条の三関係)

判 定 書(自立支援医療(更生医療)・補装具)

第 号
令和 年 月 日

殷

身体障害者更生相談所長 印

令和 年 月 日付けの依頼については下記のとおり判定する。

記

氏名	男女	明治 大正 昭和 平成 令和	年月日生(歳)
居住地	県 市 区 町 村	丁目	番号 方
判定年月日	令和 年 月 日		
障害名		程度	級
総合判定			

医学的判定	障害状況	
	意見	
	1 具体的内容 自立支援医療(再生医療) 2 治療効果見込み 3 術後の等級(一級) 4 医療費概算額 円	
補装具	1 名称(購入・借受けの別)又は修理項目及び種目名別コード 2 使用効果見込み(注:借受けが必要な場合は借受け期間も記載) 3 概算額 円	4 処方(図示)(注:借受けが必要な場合はその理由も明確に記載)

級一	別級	別表第三号	別表第四号	別表第二号	別表第五号	削除
の以〇。以をつつ正て者常、の測に試へのい視下・下いたい視はにの届をつよ視万視方力の〇同うもて力、つあ折いたつ力國ののも一がじ。の測に矯いる異いもて表式力眼良	害 聴覚障害	害 衡機能の障害	聴覚障害程度等級表	(第五条関係)		
	害 障能機衡平					
	害障の能機くやしそは又能機語言能機聲音					
の欠以手上2た全機上1 く上関肢も廢能肢 もで節を両しをの両	上肢		肢体不自由			
もで一二大下2た全機下1 の欠以分腿肢も廢能肢 く上ののを両のしをの両	下肢					
いなきでがとこるいてつ坐りよに害障能機の幹体	幹体					
な不と作生る使上に失運不 も可んが活日用肢よ調動不 の能どほ動常すをり等・意	能上運動脳の乳 肢機変進児					
な不歩に失運不 も可行よ調動隨 の能がり等・意	能移動能に行期 機害による性以前					
のるさ制度が活生日辺の自よ害の機臓 もれ限に極動活常の身己りに障能の心	障機心 害能臓		心臓、じん臓若しくは呼吸器			
もれ限に極動活常の身己りに障能のん のるさ制度が活生日辺の自よ害の機臓じ	害能臓じん 障機ん		肝臓の機能の障害			
もれ限に極動活常の身己りに障能の吸 のるさ制度が活生日辺の自よ害の機器呼	害能器呼 障機吸		うこう若しくは直腸、小腸、ヒト免			
もれ限に極動活常の身己りに障能の直又こぼ のるさ制度が活生日辺の自よ害の機腸はうう	害能の直又こぼ 障機腸はうう		うこ若しくは直腸、小腸、ヒト免			
もれ限に極動活常の身己りに障能の小 のるさ制度が活生日辺の自よ害の機腸	障機小 害能腸		のウイルスによる免疫若しくは			
のな可どとが生日よ害の機疫るにルウ不免ヒ も能不んほ活常りに障能の免よスイ全疫ト	害能疫るにルウ不免ヒ 障機免よスイ全疫ト		肝臓若しくは			
のな可どとが活生日よ害の機臓			能臓			

級二

が視中か〇点開4の八。以に／角中か〇れ左の同る視へ視3下手の他〇力のの2の以〇〇力のの1
 二認心つ点数放も度度心つ度ぞ右総じ。標I野の動視方四が眼良下・二が眼良
 ○点視両以が視両の以が同る視へ視両以れ眼和。以に／角周も弁力のか〇のい視の〇以〇のい視
 点数野眼下七認眼下二じ。標I野眼下八そが一。下よ四度辺の以が眼つ・視方力も三上・視方力
 う全へも以シ〇ぞがレの
 両上ベ〇れそべ聴両
 ろ耳ののルデ一れル力耳

た全機上4もで一二上上3の欠のす上2障著機上1
 も廢能肢の欠以分腕肢く指ペ肢害し能肢
 のしをの一く上ののを一もをての両いのの両

もで一二下下2障著機下1
 の欠以分腿肢害し能肢
 く上ののを両いのの両

上ち立りよに害障能機の幹体2のもな難困がとこつ保を位立起は又位坐りよに害障能機の幹体1のもの

る限度作生る使上に失運不
 もさにが活日用肢よ調動隨
 のれ制極動常すをり等・意

のれ制極歩に失運不
 る限度行よ調動隨
 もさにがり等・意

のるさ制度が生日よ害の機疫るにルウ不免ヒ

もれ限に極活常りに障能の免よスイ全疫ト

もれ限に極動活常りに障能の肝
 のるさ制度が活生日よ害の機臓

級三

中か〇点開4の六角中か〇れ左の視3下手の他〇力のの2の当のの以〇〇力のの1
 心つ点数放も度度心つ度ぞ右総野の動視方八が眼良をす二下・四が眼良
 視両以が視両の以が視両以れ眼和角周も弁力のか〇のい視除るに二の〇以〇のい視
 野眼下七認眼下五野眼下八そが度辺の以が眼つ・視方力くも該級も七上・視方力
 のな解語ばなにヘのルデがレの
 いしを大け接耳も以シ九ベ聴両
 も得理声れし介の上ベ〇ル力耳
 害障いし著てめ極の能機衡平

失喪の能機くやしそは又能機語言能機聲音

た全機のす上5の欠のす上4障著機上3も廢能指と及お上2く指と及お上1
 も廢能指ペ肢く指ペ肢害し能肢のしをのさびや肢もをさびや肢
 のしをのての一もをての一いのの一た全機しひ指の両欠しひ指の両

た全機下3もで一二大下2の欠以一シ下1

も廢能肢の欠以分腿肢く上関ヨ肢

のしをの一く上ののを一もで節バを両

のもな難困が行歩りよに害障能機の幹体のもな難困がとこ

る限し作生る使上に失運不
 もさくが活日用肢よ調動隨
 のれ制著動常すをり等・意

のれ制活常で家歩に失運不
 る限動生の庭行よ調動隨
 もさに活日内がり等・意

のるさ制しが活生日で庭りに障能の心

もれ限く著動活常の内家よ害の機臓

もれ限く著動活常の内家よ害の機臓じ

のるさ制しが活生日で庭りに障能のん

もれ限く著動活常の内家よ害の機器呼

のるさ制しが活生日で庭りに障能の吸

のるさ制しが活生日で庭りに障能の直又こぼ

もれ限く著動活常の内家よ害の機腸はうう

のるさ制しが活生日で庭りに障能の小

もれ限く著動活常の内家よ害の機腸

。除のるさ制しが活生日でのるさ制しが活生日よ害の機疫るにルウ不免ヒ

社くをもれ限く著動活常の会もれ限く著活常りに障能の免よスイ全疫ト

。除のるさ制しが活生日で(もれ限く著動活常りに障能の肝

くをもれ限く著動活常の会のるさ制しが活生日よ害の機臓

別表第六号(第十九条関係)

(表面)

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
 - 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となつたときは、速やかに、返還しなければならない。

身體障礙者福祉 檢査證明

別表第六号（第十九条関係）

(裏面)

第 号 令和 年 月 日交付	身体障害者福祉法(抄) (報告の徵収等)
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 都道府県知事(市長) 印 </div>	<p>第三十九条 都道府県知事は、身体障害者の福祉のために必要があると認めるときは、身体障害者生活訓練等事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、第二十八条第二項の規定により市町村が設置する身体障害者社会参加支援施設の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、当該施設の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>
職名 氏名	

備考 この用紙はA4列7番とし厚紙を用い、中央の点線のところで二つ折りすること。